

Fole

[フォーレ]

6
June 2018
No.189



【第1特集】教育、人事、不動産、法律……

IT融合「○○テック」の革新

【第2特集】業界の「黒船」か、地域の「救世主」か

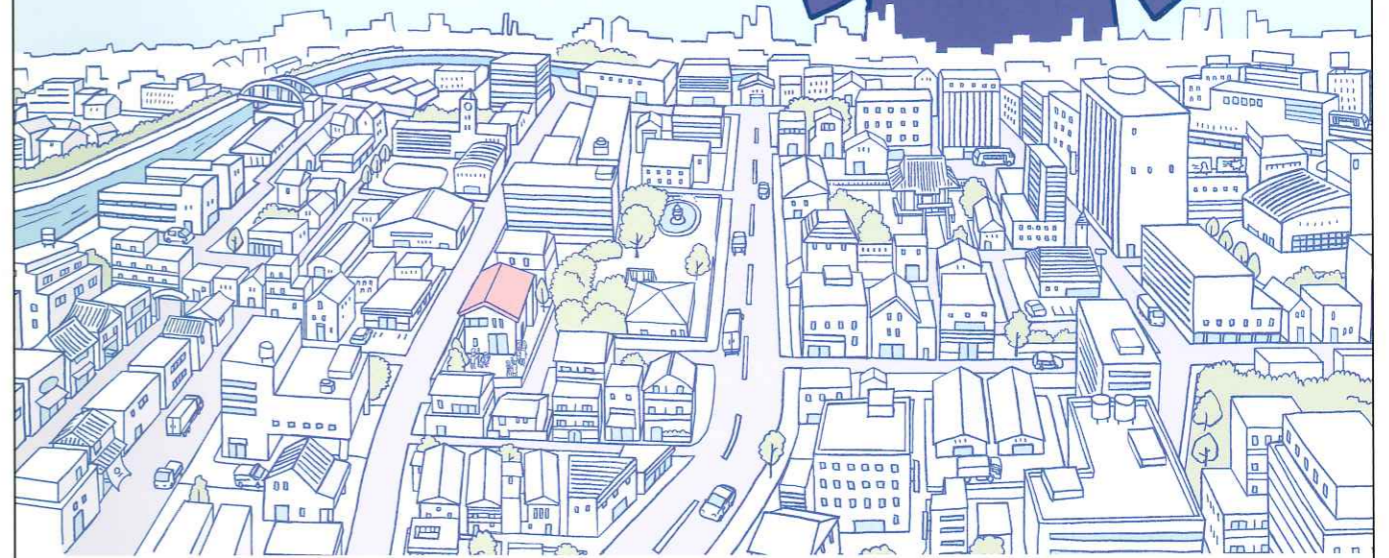
徹底分析！「ライドシェア」の未来

MIZUHO

みずほ不動産販売

One MIZUHO

不動産売買の ご相談は みずほ不動産販売へ



みずほ不動産販売は全国に広がる店舗網でサポート

首都圏	北千住センター 大森センター 自由が丘センター 五反田センター 成城センター 荻窪センター 吉祥寺センター	八王子センター 清瀬センター 府中センター 町田センター 横浜支店 溝ノ口センター 藤沢センター	浦和センター 大宮センター 川越センター 津田沼センター 柏センター 近畿圏 大坂営業部	京都支店 阿倍野橋センター 千里中央センター 高槻センター 神戸センター 芦屋センター 西宮センター	東海圏	名古屋支店 浜松センター 他圏 札幌センター 仙台センター 新潟センター	岡山センター 広島センター 福岡センター 長崎センター 鹿児島センター	2018年4月1日現在
------------	---	--	--	--	------------	---	---	-------------

みずほの仲介 検索



みずほ不動産販売株式会社 国土交通大臣(8)第3529号 (一社)不動産流通経営協会会員 (一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 本社/〒103-0027 東京都中央区日本橋町目3番13号



MIZUHO

みずほ総合研究所

発行 みずほ総合研究所株式会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル
電話 03-3591-7769 定価：本体800円+税

CONTENTS

4 **【第1特集】**教育、人事、不動産、法律……

IT融合 「○○テック」の革新

12 **【第2特集】**業界の「黒船」か、地域の「救世主」か

徹底分析！「ライドシェア」の未来

BUSINESS & ECONOMICS

2 **私の経営戦略**
トビー工業
高松信彦 代表取締役社長
技術を基盤に現場の創意工夫が
事業の広がりを生む

CULTURE

24 **世界に通じるニッポンの食**
「琉球泡盛」
季節にあわせて醸す、
久米島で愛される銘酒

20 **本丸！働き方改革**
デー・エヌ・イー

26 **対談 釈徹宗の「だから世間は面白い」**
ゲスト・小川洋子 作家

「健康のため」ではなく、
「パフォーマンス向上」のために
健康経営を推進

小説が描けるものは、
「断片」の中の真理なのです。

22 **強い個性派カンパニー**
Inagora
広告・商社を掛け合わせた、
越境ECのパイオニア

いきものたちの「決めない」知恵
最新の生態学が示す
「生き残る会社」の組織
岡山大学大学院教授 宮竹貴久

32 **AI vs. 人間**
「人間…エコノミスト」
「ルールの変化」はAIより
「人間」が分析するものだ

人生のしづく「菜根譚」
「忘れること」の大切さ
大阪大学大学院教授 湯浅邦弘

38 **技ありノトップ企業**
タマス
速さと回転性能に優れた
驚異のラバーが
卓球選手の力を
最大限に引き出す

抗老化寺子屋
日光浴で健康になる
自律神経リセット法
この仕事が好きなんです
五味弘文さん

40 **techベンチャー切り拓くチカラ**
QPS 研究所
リーダー衛星の小型化に挑み
リアルタイムなグルマップ」
を目指す

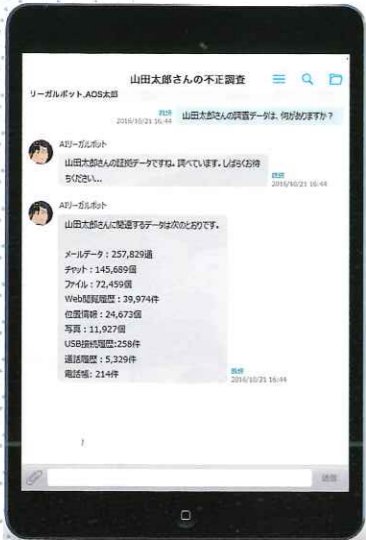
お化け屋敷プロデューサー
立川談慶の「人生、なんとかなる！」
「リカバリーショット」を決める！
落語家 立川談慶

46 **わが社、わが道**
キナン
「ICT活用工事」で
重要な役割を果たす

表紙・富田文雄（写真家）
東京都生まれ。日本の自然風景を中心にカレンダー、書籍などに
作品提供多数。近年は海外の街も撮影。著書に「おくのほそ道」「日
本の美しい里の四季」「日本の絶景」など
今月の写真・南伊豆町・裏掛岩（静岡県）

■ AOSリーガルテックのサービス一覧

デジタルフォレンジングサービス	・データの復元・収集・解析 ・画像復元・鮮明化
膨大なデジタル証拠の解析	・膨大なデータから証拠データを抽出 ・機密情報を抜き出して相互関連付け
機密情報共有クラウドの提供 (VDR)	・関連当事者のみがアクセス可能 ・機密データ保管や重要取引が可
AIによる不正調査 (AIリーガルボット)	・AIが文章などからデジタル証拠を抽出 ・結果をチャットで回答



日本でも裁判のIT化の動きが始

められている。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

裁判などにデジタルデータが活用されるのは、欧米ではすでに当たり前のこと。米国では、〇六年に「eディスカバリー（電子証拠開示）法」が制定され、企業が訴えられた場合、メールなどの電子データも証拠として法廷に開示・提出する義務が課せられることになった。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

裁判資料など機密書類を社内外で共有するバーチャルデータルーム

裁判などにデジタルデータが活用されるのは、欧米ではすでに当たり前のこと。米国では、〇六年に「eディスカバリー（電子証拠開示）法」が制定され、企業が訴えられた場合、メールなどの電子データも証拠として法廷に開示・提出する義務が課せられることになった。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

められている。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

裁判などにデジタルデータが活用されるのは、欧米ではすでに当たり前のこと。米国では、〇六年に「eディスカバリー（電子証拠開示）法」が制定され、企業が訴えられた場合、メールなどの電子データも証拠として法廷に開示・提出する義務が課せられることになった。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

裁判資料など機密書類を社内外で共有するバーチャルデータルーム

裁判などにデジタルデータが活用されるのは、欧米ではすでに当たり前のこと。米国では、〇六年に「eディスカバリー（電子証拠開示）法」が制定され、企業が訴えられた場合、メールなどの電子データも証拠として法廷に開示・提出する義務が課せられることになった。米国内で活動する日本企業も、その義務から免れることはできない。

昨今、公開請求に対して存在しないとされたり、公文書がひそかに改ざんされたりな



AOSリーガルテック 代表取締役社長 佐々木隆仁氏

「将来的には、膨大なドキュメントをAIに読み込ませて、そこから証拠を抽出することもできるようになるでしょう。そうなる」と弁護士や検事の仕事も大きく変わることになります。しかし、こうした夢物語を描く前に、企業にとって今必要なことは全ての社内文書をデジタル化し、それをクラウドに預けて分析できるようにしておくこと。これができない企業はまだ多い。このままでは日本は世界の競争から立ち遅れ、リーガルテックでも後塵を拝することになる」と、佐々木氏は警告している。



マンションマーケット 代表取締役 吉田紘祐氏

広告費をほとんどかけずに集客できるのが一つの強みです。

AI（人工知能）については、現状はまだ本格的に活用していません。ただ今後、実際のユーザーの行動データや不動産の実勢販売価格データなどがもっと蓄積されれば、より適切な情報提供やサイト運営にAIの活用を検討したいと考えています」

利便性に対して高い評価 契約まで非対面でも安心

利用者の主な反応としては、手数料と並んで、ITを使った利便性に対する評価が高い。

「例えば海外や地方に在住していないが、東京市内の物件をスムーズに売却できたという声は多いですね。また、前述のように売買契約までは非対面というケースも珍しくないので、チャット上で営業担当の顔を写真で見られるようにしたり、レスポンスもチャットなので

ぐにできるようにしたりしていることから、会わなくても安心でき、違和感もなかったとおっしゃる方もよくいらっしゃいます」

現在、売却については東京二三区内の物件に限定しているが、今後は首都圏および地方の主要都市への取り扱いの拡大を構想している。また、例えば、各マンションの周辺環境、管理や修繕の状況、これまでにその物件を売買した経験のある業者名、売買時の実際の成約価格など、サイトの情報部分の一層の内容充実や精度の向上も目指す。

将来的には、不動産の世界でも、「フリマアプリのような形で、仲介会社を通さず、個人間で物件売買をする時代が来る可能性は十分ある」と語る吉田氏。マンションマーケットが、そのプラットフォームとして機能することも視野に入れている。

「例えばこれくらいの価格なら売ってもいいという人がいて、それなら欲しいという人がいれば、売買は成立するわけですからね。そういう時代は、近いうちに訪れるのではないのでしょうか。そのときには、マンションマーケットのサイト上で、オーナーさんと購入希望者をマッチングしたいと思っています」

法律テック

CASE 04

AOSリーガルテック

重要証拠のデータ復元や抽出、セキュアなクラウドを提供する

消したはずの閲覧履歴が 労務訴訟の行方を決める

パワハラ、セクハラ、コンプライアンス違反、情報漏えいなど企業活動にはトラブルがつきものだ。これが訴訟沙汰になった場合、重要なのは、証拠である。

「かつては証拠というと、印刷された文書が中心でした。今でも家宅捜査の際に、膨大な紙の文書を段ボールに詰めて運び出す風景がよく見られます。しかし、その一方でワードやエクセルなどのデジタルドキュメ

ントやメールも証拠として採用されるようになりました。ワードで書かれた報告書の修正履歴をたどることで、重要な事実が判明したということもよくあります」

というのは、法律（リーガル）と技術（テクノロジー）を組み合わせるリーガルテック分野の先進企業、AOSリーガルテック代表取締役社長の佐々木隆仁氏だ。

リーガルテックとは、法律関連のサービスを提供するために活用されるソフトウェアやテクノロジーの総称。業務管理、文書保管、課金、会計、電子情報開示などで法律事務所の業務を支援するだけでなく、大量のデジタルデータを調べて、必要な証拠データを抽出する技術も含まれる。

例えば、従業員が不当解雇で会社を訴えた労務訴訟の場合、業務怠慢が解雇の理由だったが、いざ裁判となると企業に立証責任が求められる。しかし、その証拠がなかなか出てこない。

「ところが、当該社員のインターネット閲覧履歴を過去数年にさかのぼってたどると、業務中に会社のコンピュータからアダルトサイトにアクセスしていたり、ゲームをしていたりしたことがわかりました。閲覧履

